

瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例骨子（案）について

1 趣旨

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会等において、行政不服審査法に基づき、審査請求が係属している事件に係る提出書類等の写しの交付手数料について定める必要があるため、瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例（以下「条例」という。）を制定することとなります。

2 条例の骨子（案）

(1) 趣旨

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により徴収する手数料に関するものについて定めるものとしします。

(2) 手数料の額等

提出書類等の写しの交付手数料の額について、下表のとおり定めるものとしします。

また、その徴収は、交付についての申請時から当該申請に係る書面等の交付の前までに行うことを定めます。

<表>

種別		金額
日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以内の大きさの用紙を用いる場合	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき50円
A3判を超える大きさの用紙を用いる場合		A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を算定する

(3) 手数料の減免

提出書類等の写しの交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができることを定めます。

(4) 送付による交付

送付による交付を希望する場合、手数料のほか送付に要する費用を納付することで当該交付に係る書面等の送付を求めることができることを定めます。

(5) 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることを定めます。

3 条例制定のスケジュール

(1) パブリックコメントの実施

令和4年8月15日（月）～令和4年9月13日（火）

(2) パブリックコメントの意見集約、条例案の作成

令和4年9月

(3) 議会への提案

令和4年12月

(4) 条例施行

令和5年4月1日